


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子				
件名	東大和市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について			区分		○	1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市乳幼児医療費助成条例					
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第65号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第16号）により、健康保険被保険者証等の様式において、「枝番」の記載欄及び被保険者資格等の確認方法の記載が追加された。これに伴い、東大和市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第2号様式、第6号様式及び第6号様式の2において、文言整理等他所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 本事業は東京都の補助事業として実施しており、都の実施要綱等の一部改正に則った、適正な制度運営を図ることができる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年2月25日 乳幼児医療費助成事業実施要綱（東京都）の一部改正</li> <li>・令和3年3月1日 乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則参考例（東京都）の一部改正</li> <li>・文書課において審査済み</li> </ul>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。